

## 指定居宅療養管理指導事業所揭示モデル（診療所用）

1. 指定事業者名 指定居宅療養管理指導事業所 医院
2. 指定事業所番号
3. 事業所所在地 東京都
4. 電話番号 - -
5. 運営方針  
(1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。
6. 指定居宅療養管理指導の内容  
(1) 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。  
(2) 居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。  
(3) 要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。  
(4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。
7. 従事者 医師 他に医師がいる場合は氏名を記載
8. 営業日及び営業時間  
(1) 院内に掲示している診療日及び診療時間と同じです。
9. 利用料  
(1) 居宅療養管理指導を実施した利用者からは月に1ないし2回、介護保険報酬に応じた利用者負担額(1割)をいただきます。  
(2) 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費をいただきます。
10. 苦情処理  
(1) 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。
11. その他運営に関する重要事項  
(1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。  
(2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。